

## 8-2-7 職業倫理・コンプライアンス委員会

### 1. 主な活動の記録

職業倫理・コンプライアンス委員会は、それまでの職業倫理啓発委員会とコンプライアンス委員会が核となって、新たに編成された委員会である。

令和元年度の倫理綱領の改定を踏まえ、新委員会に求められる作業領域が、旧両委員会の範疇に留まらなくなったこと等を、委員会内で共通認識化するため、専門委員会を設けず全体として一つの委員会として活動した。

#### (1) 委員会の活動目的明確化ならびに運営再編方式の検討

委員会の活動目的に、令和元年度に改定された倫理綱領の普及・啓蒙が加わったことを踏まえ、それまで職業倫理とコンプライアンスの両領域でそれぞれ独自に活動していた委員会に対して、活動内容の再編が必要になっていることを委員全員で合意形成し、委員会運営の再編方式について検討した。

#### (2) 倫理規範・行動計画の検討

令和元年に改定された倫理綱領の主旨を広く会員各社ならびにその構成員に周知するため、倫理行動規範ならびに職業倫理・コンプライアンス行動計画の新規策定が必要であることについて、合意を形成した。

令和元年度はそれらの素案について、委員会内で検討した。

#### (3) 啓蒙活動の実施

行動計画実施状況調査、本部主催独占禁止法講習会の開催、独禁法制裁措置動向調査等の啓蒙活動を継続的に実施した。

#### (4) 職業倫理年次レポートの作成

平成 30 年度職業倫理年次レポートを作成し、6 月の常任委員会に報告した。

#### (5) 委員会の開催

令和元年度は旧体制の委員会を 3 回、新体制の委員会を 7 回、それぞれ開催した。

a) 平成 31 年 4 月①/令和元年 5 月②/令和元年 5 月③：倫理綱領改定等の動向を踏ま

え、両委員会が並行して独禁法講習会開催、職業倫理平成 30 年度報告書作成等の継続業務を遂行し、新委員会発足に向けた準備を行った。

b) 令和元年 7 月①/令和元年 8 月②/令和元年 10 月③：新委員会に求められる役割について、新委員を含めて合意を形成した。継続実施が必要な調査等に関しては、旧委員会活動を引き継いで実施した。

c) 令和元年 11 月④/令和元年 12 月⑤/令和 2 年 2 月⑥/令和 2 年 3 月⑦（メール審議）：改定された倫理綱領を解説等するための、「倫理行動規範」ならびに「職業倫理・コンプライアンス行動計画」の素案について検討を重ねた。

#### (6) 今後の予定

令和元年度の委員会年次レポートは、令和 2 年 6 月の常任委員会に報告する予定である。

### 2. 次年度の活動について

#### (1) 専門委員会の設置を検討

職業倫理・コンプライアンス委員会は、令和 2 年度も、一本化した委員会として活動を開始するが、必要に応じて専門委員会の設置を検討する。

#### (2) 「倫理規範」ならびに「職業倫理・コンプライアンス行動規範」の制定

改定された倫理綱領を解説等するための、「倫理行動規範」ならびに「職業倫理・コンプライアンス行動計画」の成案を作成し、意見照会等を経て、制定を目指す。

#### (3) 啓蒙活動の実施

行動計画実施状況調査、本部主催独占禁止法講習会の開催、独禁法制裁措置動向調査等を継続的に実施し、啓蒙活動を推進する。

#### (4) 年次レポートの作成

職業倫理・コンプライアンス遵守状況等をモニタリングし、年次レポートに取り纏める。

(職業倫理・コンプライアンス委員会委員長  
西村 秀和)